

# 遺伝子組換え作物栽培に関する指導基準に係るモニタリング実施方法 (第2の6関係)

## 1 モニタリングの方法

当該遺伝子組換え作物と交雑の有無を確認できる同種作物(以下、「指標作物」という。)を選択し、開花期を合わせるように栽培する。

- (1) 交雑防止に必要な隔離距離を確保する場合、別表の隔離距離の境界に栽培して、その種子を採取し、交雑の有無を確認すること。
- (2) 隔離距離以外の方法による交雑防止または隔離距離を確保できない場合、指標作物を同種作物等と隣接した境界に栽培して、その種子を採取し、交雑の有無を確認すること。
- (3) その他、評価委員会が定めるもの。

## 2 交雑確認の方法

上記指標作物の種子は、次に掲げる方法で交雑の有無を確認する。

### (1) スクリーニング検査

- ① 簡易調査キット等があるものについては、当該キット等を用いて検査を行う。
- ② 遺伝子組換え作物の導入形質が除草剤耐性の場合、除草剤耐性の有無を検査する。
- ③ キセニア現象を生ずるものについては、指標作物にキセニア現象を利用できる品種を選定し、キセニア現象の有無を検査する。

### (2) 確認検査

(1)の方法で交雑を示す結果が出た場合、もしくは(1)では確認できない場合は、PCR法等により確認する。

### (3) その他

評価委員会が定めるもの。